

健 発 0121 第 7 号
令和 2 年 1 月 21 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

食事による栄養摂取量の基準の一部改正について

食事による栄養摂取量の基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第十号）（別添参照）が、本日告示され、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係方面への周知についてよろしく御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

健康増進法（平成 14 年法律 103 号）第 16 条の 2 において、厚生労働大臣は、国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量の基準を定めるものとされている。

今般、「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（令和元年 12 月公表。2 において「報告書」という。）において示された指標等を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（平成 27 年厚生労働省告示第 199 号）の一部を改正するものである。

2 改正の内容

摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量の基準を、報告書において示された指標等に合わせることにする。